

○京都市からのお知らせ

あん摩，マッサージ指圧師，はり師，きゆう師，
柔道整復師は，「あん摩マッサージ指圧師，はり師，
きゆう師等に関する法律」及び「柔道整復師法」に基
づく「国家資格」です。

あん摩，マッサージ指圧及び柔道整復等を受ける
際には，国家資格者による施術所等の届出がされて
いるか御確認ください。

平成29年3月31日まで 【施術所の届出についての問い合わせ先（担当地域）】

北保健センター（北区）	電話 075-432-1181	下京保健センター（下京区）	電話 075-371-7101
上京保健センター（上京区）	電話 075-441-0111	南保健センター（南区）	電話 075-681-3111
左京保健センター（左京区）	電話 075-702-1000	右京保健センター（右京区）	電話 075-861-1101
中京保健センター（中京区）	電話 075-812-0061	西京保健センター（西京区）	電話 075-392-5690
東山保健センター（東山区）	電話 075-561-1191	伏見保健センター（伏見区）	電話 075-611-1101
山科保健センター（山科区）	電話 075-592-3050		

平成29年4月3日以降 【施術所の届出についての問い合わせ先】

医務衛生課（京都市内） 電話 075-213-2983